

檜葉町屋内体育施設  
管理運営業務仕様書

令和6年10月25日  
檜葉町

1	管理運営方針等 .....	1
(1)	基本方針 .....	1
(2)	法令等の遵守 .....	1
(3)	指定期間 .....	1
(4)	対象施設の概要 .....	2
(5)	施設の使用日及び使用時間 .....	2
2	施設の運営に関する業務基準 .....	3
(1)	運営業務の内容 .....	3
(2)	施設利用 .....	3
(3)	利用案内、禁止事項の案内 .....	3
(4)	設備・備品の貸出 .....	4
(5)	利用者支援 .....	4
(6)	急病等・緊急時の対応 .....	4
(7)	災害時の対応 .....	4
(8)	苦情・要望・問い合わせの対応と取次ぎ .....	4
(9)	情報提供 .....	5
3	事業に関する業務基準 .....	5
(1)	スポーツ等の推進事業 .....	5
(2)	利用者サービス事業 .....	7
4	維持管理に関する業務基準 .....	7
(1)	施設の保守管理 .....	7
(2)	設備機器の管理 .....	7
(3)	清掃・環境整備 .....	9
(4)	備品管理・調達・修繕義務者及び帰属 .....	10
(5)	保安警備 .....	10
(6)	プールの安全管理 .....	10
(7)	町内業者の活用 .....	
5	経営管理に関する業務 .....	11
(1)	指定管理料上限額 .....	11
(2)	職員の雇用、配置、研修 .....	11
(3)	事業計画書の作成 .....	12
(4)	予算資料の作成 .....	12
(5)	業務報告書の作成 .....	12
(6)	モニタリング .....	13
(7)	損害保険への加入 .....	13
(8)	その他の業務 .....	14

6	その他.....	15
---	----------	----

本業務仕様書は、檜葉町屋内体育施設の管理運営業務を安全かつ円滑に遂行するために、指定管理者が行う業務の範囲等について詳細な基準を示したものである。

## **1 管理運営方針等**

---

### **(1) 基本方針**

本施設は、スポーツを通して、仲間・家族・世代をつなぎ、「町民の健康と魅力ある暮らし」を支える、スポーツと文化の新交流拠点として整備されている。

町民が、安心して生活や子育てができる環境づくりのため、故郷で健やかな子どもの成長を見守りながら、スポーツを通して仲間・家族・世代をつなぎ、檜葉町の発展と「住民の健康と魅力ある暮らし」に寄与する屋内体育施設の実現を目指している。

管理運営にあたっては、施設の目的及び町民のニーズを踏まえた施設運営や事業展開をすることを基本方針とする。

### **(2) 法令等の遵守**

業務の実施にあたっては、下記の法令等を遵守すること。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行規則
- イ 檜葉町都市公園条例
- ウ 檜葉町都市公園条例施行規則
- エ 檜葉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び同条例施行規則
- オ 個人情報の保護に関する法律
- カ 檜葉町個人情報保護条例及び同条例施行規則
- キ 檜葉町行政手続条例及び同条例施行規則
- ク 労働基準法その他同労関係法令
- ケ 消防法、水道法、建設基準法、その他施設、設備の維持管理と保守点検に関する法令
- コ その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

### **(3) 指定期間**

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(4) 対象施設の概要

施設一覧	面積	形態
アリーナ	1363.90m <sup>2</sup>	バスケットボール、バレー（6人制）、バレー（9人制）、硬式・軟式テニス、フットサル、バドミントン（ダブルス）、綱引き
多目的室 (ステージ)	119.09m <sup>2</sup>	アリーナ付属ステージ
運動場	266.22m <sup>2</sup>	・屋内遊具施設：131.42m <sup>2</sup> ・フィットネスルーム：134.80m <sup>2</sup>
会議室	41.78m <sup>2</sup>	-
プール	836.76m <sup>2</sup>	・25m×6コース・水深1.2m ・幼児プール（水深0.5m）
事務室	59.08m <sup>2</sup>	執務スペース

※その他、詳細は別添資料1を参照すること。

(5) 施設の使用日及び使用時間

施設等の使用時間については、今後、町議会での議決を前提に檜葉町都市公園条例にて定めている。

本公募においては、下記の基準に準拠した提案を示すこと。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て臨時に休館、ならびに使用時間の変更をすることができるものとする。

名称	休館日及び休場日	利用時間
屋内体育施設 (アリーナ、プール、フィットネスルーム等)	12月29日から翌年1月3まで及び毎週水曜日。ただし、その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後その日に最も近い休日でない日とする。	午前9時から 午後9時まで

## **2 施設の運営に関する業務基準**

---

指定管理者は、本事業の実施主体として、その全てについて責任を負い、適正に実施すること。

### **(1) 運営業務の内容**

#### **ア 利用の種類**

施設の利用には、利用する施設の範囲や利用の形態により、専用利用、部分利用、個人利用の種類がある。

- (ア) 専用利用とは、各施設の諸室等の全面を利用するときをいう。
- (イ) 部分利用とは、各施設の諸室等の一部を利用するときをいう。
- (ウ) 個人利用とは、諸室等を個人で利用するときをいう。

### **(2) 施設利用**

#### **ア 利用申請及び許可**

- (ア) 施設の利用受付は、檜葉町屋内体育施設で行うこと。
- (イ) 利用者からの申請があったときは、今後制定予定の条例及び規則に基づいて申請の内容を確認し、許可に適するときは、利用料金を徴収して利用を許可すること。
- (ウ) 利用許可の際は、施設の利用についての注意事項等を指示すること。
- (エ) 申請の状況、また徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成して確実に管理すること。
- (オ) 下記に該当する場合、指定管理者は利用の不許可、又は許可の取消し、利用の制限もしくは停止ができるものとする。実施の際は、その記録を作成し、速やかに町に報告すること。
  - ① 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
  - ② 施設、備品等を毀損し、または汚損する恐れがあるとき。
  - ③ 管理運営上、または公益上必要があると認められるとき。
  - ④ その他檜葉町都市公園条例で定める利用の制限等に該当するとき。

#### **イ 利用料金**

檜葉町都市公園条例別表2にて定める使用料の範囲内で指定管理者が定めることとする。基本協定を締結後、町に利用料金の申請を行うこと。

### **(3) 利用案内、禁止事項の案内**

指定管理者は、本施設をはじめ町内施設の案内、来場者及び見学者等への応接・補助等、スポーツに関する情報を熟知するとともに、利用者に親切丁寧な対応に努めること。

また、利用者のマナーが不適切な場合や、他の利用者の迷惑になる行為に対しては、必要に応じて適切な指導、注意をすること。なお、施設内は全面禁煙とする。

#### (4) 設備・備品の貸出

利用者の申請により、施設の設備・備品の貸出を行うこと。貸出状況は、貸出帳等により、利用毎に適切に管理すること。設備・備品等の貸出及び返却の際は、利用者が安全に利用できるよう、また施設に損傷がないよう、必要に応じて操作方法の説明、設置位置等の指示、設営の支援等を行うこと。

なお、指定管理者は備品の貸出に関する利用規則を作成し、運営開始前に町の承認を得ること。

#### (5) 利用者支援

利用者が円滑に利用できるよう、適宜必要な指導や助言を行い、利用者を支援すること。

なお、利用後のモップがけ等の清掃は、原則として利用者が行うよう指示をし、イベント利用等で生じたゴミは利用者に持ち帰らせるよう指導すること。

#### (6) 急病等・緊急時の対応

##### ア 急病等の対応

利用者、来場者等の急な病気、けが等に対処できるよう対応マニュアルを作成するとともに、緊急時には消防署、医療機関、家庭への連絡を行うなどの確な対応を取ること。

また、事前に近隣の医療機関の状況を把握し、連携を確保しておくこと。また、重大な事故が発生した場合には、適切な措置を講じ、速やかに町にその旨を連絡すること。

##### イ 緊急時の対応

災害等の緊急時に利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等ができるよう、対応策や防犯・防災危機管理マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。緊急時には的確に対応し、災害等の事象が発生時は、速やかに町にその旨を連絡すること。

#### (7) 災害時の対応

災害発生時に避難場所、拠点施設等として町から使用要請があったときは、災害対策を優先し、町の指示により必要な対応を取ること。

#### (8) 苦情・要望・問い合わせの対応と取次ぎ

管理、運営方法について利用者等からの各種問い合わせに対応し、苦情、要望、意見については責任をもって解決するとともに、町への報告も併せて行うこと。

#### (9) 情報提供

施設のPRや情報提供のために、下記の例を参考に、内容及び手段を町と協議の上、各種広報手段を活用し、施設の利用案内、スポーツ教室、イベント等の開催など、情報の提供を積極的に行うこと。

- ア ホームページの更新
- イ 情報誌、事業案内チラシ等の作成・配布
- ウ 町広報への掲載
- エ 事業報告書又は事業概要等、本施設の業務を紹介する資料の作成・配布
- オ 競技団体・各種サークルの情報収集と提供
- カ スポーツ指導者等の人材情報収集と提供
- キ 各種大会、イベント、スポーツ教室等の情報収集と提供（必要に応じてポスターの提示を含む。）

### **3 事業に関する業務基準**

---

#### (1) スポーツ等の推進事業

##### ア 教室・講座事業

施設の目的を踏まえ、多世代の多様なニーズに対応した教室・講座について、魅力あるスポーツ・健康プログラムを企画し、利用者から参加料を徴収して提供すること。（無料の教室も可とする。）

実施にあたっては、メニューの更新や受講者を飽きさせないためのイベントなど、受講者が継続できるよう、また、新規受講者の増加につながるよう配慮すること。

なお、教室・講座の開催は町が実施する事業、又は協力の依頼を行う事業、その他優先団体等の利用確保の後、貸館による団体利用や個人利用を妨げることがないよう、十分な調整を図り、事前に実施計画を提出し、町の承認を得ること。また、利用者の動向を踏まえ、実施計画を変更する場合は、町の承認を得ること。

##### (ア) 広報、申込、受付

様々な広報手段を用いて広く町民に周知を図り、参加者を募集すること。

また、実施する教室等の、適切な受付やキャンセルの方法を設定すること。

##### (イ) 参加定員と参加料

実施する教室・講座の参加定員は、施設の広さ、備品数、指導者数及び安全管理面等を考慮して定めること。参加料は、利用者が利用しやすい料金を心がけ、あらかじめ町の承認を得て設定すること。

##### (ウ) 指導者の確保

各講師・講座の指導者は、十分な指導経験を有する者を確保すること。

#### イ　トレーニング事業

マシンによるトレーニングを中心に、健康づくり・体力づくり等のための各個人にあった運動メニューの作成を行うこと。また、提供するプログラムは、あらかじめ町の了承を得た上で、利用者の利用しやすい料金に設定すること。なお、下記の例を参考に、トレーニング室にはトレーナーを配置して、専門的トレーニング指導ができ、安心して利用できる状態とすること。

- (ア) トレーニング室の利用案内、機器の説明
- (イ) 初回利用者への講習会、健康調査（体力測定）の実施
- (ウ) トレーニング、健康相談等の対応
- (エ) トレーニング機器の点検・クリーニング

トレーニング室の利用においては、檜葉町都市公園条例に基づいた運用を行うこと。

また、機器等の利用が混雑する場合を想定し、来館者が快適に利用できるように利用案内を作成すること。

#### ウ　プール事業

教室事業またはイベントなどのプログラムを実施する場合、プールの専用は原則3コースまでとする。また、プールを安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行うこと。

監視員は一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置すること。

プールの水面監視業務を外部委託する場合は警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当するため、必ず警備業の認定を受けた業者を選定すること。

#### エ　スポーツ大会等の開催

施設の目的を踏まえ、町民が参加するスポーツ等の大会や健康づくりイベントを企画し、あらかじめ町の承認を得て開催すること。

#### オ　スポーツ等事業の誘致

トップクラスの選手や試合等の観戦・見学の機会を確保するなど、各種スポーツ大会やイベント等の誘致に努めること。

#### カ　町の教育施策

町より、本施設を活用した小中学校の授業及び部活動等の受け入れ依頼があった場合は、これを優先させること。その場合における利用料の取扱いは、減免とするここと。

また、町が主催する大会等の開催にあたっては、町の要請に基づき、円滑な事業運営のため、町や関係団体に協力すること。

#### キ その他行事への協力

上記の事業のほか、施設の設備、機能を最大限に発揮できるよう、施設の設置目的や町のスポーツ推進策を踏まえ、施設で行う事業に影響のない範囲で、施設外へ物品の貸出を行うなど、地域住民や関係団体等の行事に協力すること。

#### (2) 利用者サービス事業

上記の事業のほか、施設の利用促進、利便性向上等を考慮した事業を提案し、町の承認を得て実施することができる。

自動販売機の設置や公衆電話を設置する場合は、設置目的の範囲内とする。ただし、設置する場合は、内容や設置場所、期間等について事前に町へ届け出を行うこと。

### 4 維持管理に関する業務基準

---

#### (1) 施設の保守管理

施設を適切に管理するために、必要な点検を行い、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、カビ等が発生しない状態及び美観を維持すること。

また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の予防保全に努め、小破修理が必要なときは修繕を行うなど、不具合を発見した際は、速やかに対応すること。このとき、1件あたりの予定価格が50万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える修繕については町が実施する。

なお、あらかじめ次年度以降を考慮し、施設の保全更新計画を作成し、町に提出すること。

修繕においては、実施前に内容、見積もり状況を町に提出して、承認を受けた上で実施すること。

また、本事業の指定管理者の従業員が実施する修繕の入件費は含めない。

#### (2) 設備機器の管理

各施設の設備等の機能を維持するとともに、利用者が快適かつ安全に施設を利用できる良質な環境を提供すること。業務にあたっては、確実性、安全性、経済性に配慮し、正常に機能しないことが判明したときは、適切な方法により対応するとともに、速やかに町に報告すること。

##### ア 計画的な管理業務

施設管理業務を効率的かつ的確に行うため、運転管理、整備作業等の計画を作成し、業務内容は、運転日誌、点検結果表等に記録すること。

なお、あらかじめ次年度以降を考慮し、設備機器の保全更新計画を作成し、町に提出すること。電気主任技術者など、当該施設の維持管理に必要な技術者（有資格者）を選任し、関係法令上の必要な届け出を行うこと。

#### イ 運転管理・監視、設備保全

設備機器の適正な運用のため、運転状況を管理及び監視するとともに電気・ガス・水道等の需給状態を管理し、設備に応じて適切に運転状況を記録すること。設備機器は、作動状態を確認し、消耗品の取替えを行うなど、機能維持に努めるとともに部品交換等を行うこと。

設備機器等に異常を発見し応急処置が必要なときは、その被害を防止するために、必要な知識、経験、技能等を修得した人員により処置するとともに速やかに町に報告すること。

#### ウ 点検・整備

設備機器は、必要な機器運転管理、点検、整備を行うこと。また、法定点検及び初期性能・機能保持のため、年1回以上運転中の機器を停止し、外観点検、機能点検、機器動作特性試験等を行い、点検・整備の状況を記録する。法定点検については、必ず実施すること。

なお、設備機器の重点的な点検整備を行うために、町の承認を得て、点検日（休館日）を別途、設けることができる。休館するときは、ホームページ等で事前に利用者に周知すること。

#### エ 立会い

法令等に基づいて行われる官公庁の立入検査には立会い、検査官の指摘事項があるときは、適切に処理を行うこと。

※想定される委託業務等は以下のとおり

- ・空調設備保守点検
- ・空冷ヒートポンプチラー保守点検
- ・自動ドア設備保守点検
- ・非常灯点検
- ・水槽点検、清掃
- ・上水、給温水水質検査
- ・プールろ過装置保守点検
- ・雨水ろ過設備点検
- ・空調機冷媒漏洩点検
- ・空調機用プレフィルター及び中性能フィルター取り換え作業
- ・ピット内土砂汚泥吸引清掃
- ・プールろ過装置保守点検及び真空式温水ヒータ一点検
- ・水質検査業務
- ・空気環境測定業務
- ・害虫駆除業務
- ・レジオネラ菌検査業務

- ・大腸菌・有機物検査
- ・一般廃棄物処理委託
- ・ならばスカイアリーナホームページ・サーバー保守業務
- ・エレベーター保守点検
- ・入退館システム保守点検
- ・自家用電気工作物保守点検
- ・中央監視装置等保守点検
- ・再生可能エネルギー保守点検
- ・消防設備保守点検
- ・むかで駆除業務

### (3) 清掃・環境整備

施設及び敷地内において、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、安全かつ快適な空間を保つために業務を実施すること。清掃・植栽管理業務の実施は、計画を作成して行い、作業は、利用者の妨げにならないように配慮し、破損箇所等の発見にも努めること。

#### ア 日常清掃

管理区域内について日常的に清掃を行い、施設、備品、器具等が常に清潔な状態に保つこと。清掃回数等の条件は、利用頻度に応じて適切に設定すること。特に、便所等の水周りは、衛生面に留意し、消耗品は常に補充された状態にすること。

なお、利用後の清掃は、原則として利用者が行うこととし、指定管理者は、ゴミの持ち帰りや簡易な清掃を指示し、施設の管理者として点検を行うこと。

#### イ 定期清掃

管理区域内で、日常清掃では実施しにくい箇所の清掃を確実に行うため、必要に応じて定期清掃を実施すること。

なお、重点的な清掃等を行うため、町の承認を得て、別途、点検日（休館日）を設けることができる。休館するときは、ホームページ等で事前に周知すること。

#### ウ 廃棄物処理

施設から発生する廃棄物は、可能な限り資源化して発生の抑制に努め、発生した廃棄物は、町の分別ルールに従い適正に処理すること。

#### エ 環境衛生管理

利用者が、快適に施設を利用できる良質な環境を提供できるよう、適切な環境衛生の維持に努める。業務にあたっては、関係法令を遵守すること。

#### オ 外構管理

施設の景観を保持するため、敷地内の外構や地面の清掃、付属物の維持管理を行うこと。

#### (4) 備品管理・調達・修繕義務者及び帰属

備品一覧を別添資料3に掲載する。上記以外で、指定管理者が必要な備品は指定管理料にて指定管理者が調達し、当該備品の所有は、町に帰属するものとする。

指定管理者は、上記備品の管理を行い、故障・滅失した場合は、速やかに修繕・交換を実施すること。

町が調達した備品、新たに指定管理料により指定管理者で調達した備品、自主事業分として調達した備品は、備品台帳により明確に分けて管理し、購入・廃棄の状況等を整理すること。

備品台帳には、品名、規格、単価、数量、購入年月日、耐用年数等を記入すること。なお、備品とは比較的長期間（通常の状態で3年以上）にわたって、その性質・形状を変えることなく使用に耐えるもので、2万円以上のものを備品と定義する。

また、指定管理料により、指定管理者がリース契約を行う場合は、リース期間満了後のリース機器の取扱いについて、町と協議・調整して決定すること。

#### (5) 保安警備

施設内及び敷地内の防犯、防火、防災に万全を期すとともに、利用者が安心して利用できる環境確保のため保安警備を行うこと。防火管理者を選任し、法令に基づく防火体制とすること。侵入者、不審者等を発見したときは、適切に対応すること。閉館・閉場時間には、戸締、消灯等の確認、各所の異常の有無の確認及び火災予防点検を行うこと。夜間の警備については、原則として機械警備方式とすること。

なお、本施設の事務所には檜葉町スポーツ協会の事務所機能も有することから、保安警備・防火管理体制については、協力して実施すること。

#### (6) プールの安全管理

プールの衛生管理及び測定業務は下記のとおりとする。

- ア 福島県遊泳用プール衛生管理指導要綱を熟知し、適切な維持管理を行うこと。
- イ また、プール衛生管理者を指定又は変更した時は、すみやかに町へ届けること。
- ウ プールの管理作業を標準化するための管理マニュアルを作成し、プール管理体制表と共にプールの監視所への掲示などにより、従事員に周知すること。
- エ プール水の衛生に関しては、福島県遊泳用プール衛生管理指導要綱を遵守し、衛生的な水質の確保を図ること。
- オ 水温は28℃以上とし、室温は水温より2℃程度高い温度を目安とし、利用者に快適な環境となるよう水温及び室温を適宜調節すること。
- カ 水質検査は毎時行うものとし、水温、室温、残留塩素、PHを測定すること。
- キ プール水は常に適切に消毒された状態を保つこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。

- ク 利用者が多数である場合等、汚染負荷量が大きい場合には、必要に応じて新規補給水を追加するとともに、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- ケ 水質管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管すること。
- コ 排水口等の二重設置及びボルト等の固定状況については、毎日点検を行い、異常あるいは破損箇所を発見した場合は、利用に支障がないよう直ちに対応・修繕を行うとともに、破損箇所と対応方法を町に報告すること。

また、上記と併せて「プールの安全基準指針（平成19年3月文部科学省・国土交通省発行）」、「遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付厚生労働省健康局長通知）」等関係法令等に沿って、適切に維持管理を行うこと。

#### （7）町内業者の活用

業務の一部を他に委託するとき又は本業務の実施に必要となる物品の調達を行うときは、町内の業者を活用するよう努めること。

### 5 経営管理に関する業務

#### （1）指定管理料上限額

令和7年度の指定管理料の上限額は、40,846,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

なお、令和8年度以降については、協議のうえ決定する。

#### （2）職員の雇用、配置、研修

指定管理対象施設全てにおいて、管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態に見合った適正な人員を配置すること。

統括責任者、副統括責任者及び業務責任者として常勤職員を1名ずつ配置し、開館時間中は責任者を常時1名以上配置すること。（統括責任者と副統括責任者は休日が重ならないようにすること。）

また、体育・スポーツ指導に関するサービスの水準の高い事業の実施に努め、緊急時には迅速に対応できるよう、救命講習修了者を配置すること。

開館時間中、プールには、職員を常時2名以上配置し、運動場には職員を常時1名以上、受付には職員を常時1名以上配置すること。

施設の管理運営が管理運営を円滑に行うよう、職員に対して、業務上必要とされる研修、指導教育を実施すること。研修等は、各年度実施計画を作成し、これに基づき実施する。研修等を通じて、業務内容、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規程内容、防火・防災対策、環境への配慮、管理運営上必要な知識や技術等を習得させ、業務に支障が生じない状況を確保すること。

消防法第8条の規定により、指定管理対象施設の防火管理者として、甲種防火管理講習の受講から5年以内の者を定め、防火管理上必要な業務を行うこと。また、指定期間中は、必要な5年ごとの再講習の課程を受講すること。施設で雇用する職員及び臨時等職員については、町内に住所を有する者を優先すること。

プールにおいては衛生管理者を配置すること。衛生管理者はプール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理に当たること。

なお、その際は、統括責任者、副統括責任者、その他監視員などスタッフと協力して、プールの安全管理に当たること。衛生管理者の選任に当たっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者であって、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講したものとすること。

#### (3) 事業計画書の作成

指定管理者は、指定期間に含まれる毎年度12月末までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、町へ提出して承諾を得ること。なお、作成にあたっては、町と調整を図ること。

事業計画書には業務実施体制を記載し、事業計画書に記載した業務実施体制に変更が生じた場合には、速やかに町に届け出ること。

#### (4) 予算資料の作成

指定管理者は、町が施設の管理運営に係る予算措置を講じるために必要とする資料を作成すること。なお、提出時期については、事業計画書の提出にあわせること。

#### (5) 業務報告書の作成

指定管理者は、業務実施月毎に月次業務報告書を作成し、翌月の15日までに町に提出する。また、毎事業年度終了後、年次業務実施報告書を作成し、毎年度終了後60日以内に町に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりとする。

なお、詳細については、町と指定管理者が締結する協定で定める。

月次報告書の主な内容
施設等利用状況及び利用者数、事業実施状況及び参加者数、利用料金などの収入状況、及び施設等の管理に係る経費の執行状況（光熱水費と修繕費は個別に確認できるようする。）、利用者からの苦情とその対応状況
その他必要事項

年次報告書の主な内容
施設の年間利用状況及び利用者数、事業実施状況及び参加者数、施設等維持管理状況、課題分析と自己評価
利用料金等の収入の実積
施設等の管理に係る経費の執行状況
修繕の執行状況
決算書
施設に改善すべき事項がある場合の報告書
その他管理の実態を把握するために必要なものとして町長が認める事項

※なお、日々の業務日誌は別で作成・管理し、保管すること。

#### (6) モニタリング

町が管理運営業務の実績の確認及び評価をするために行うモニタリングに協力すること。施設利用者の意見や要望又は満足度を把握し、管理運営業務に反映させるため、利用者を対象としたアンケート等による意見聴取を行うこと。

利用者アンケートの結果や利用状況の分析等により、施設管理実績の評価を行い利用者のニーズを施設運営に反映させること。

なお、利用者アンケートの結果やその分析、運営への反映については、町に報告書を提出すること。

#### (7) 損害保険への加入

指定管理者は、管理運営業務を開始する日までに、次の保険契約を締結し、指定期間中は保険を継続すること。施設賠償責任保険契約の締結にあたっては、町を追加被保険者とし、保険証書の写しを町に提出すること。

指定管理者が対象者となる賠償責任保険の内容は次のとおりであるが、指定管理者が行う自主事業については保険の対象外とする。

なお、火災保険については町で対応するため、加入の必要はない。

また、指定管理者は、町が加入する「全国町村会総合賠償補償保険」の被保険者とみなされる。ただし、指定管理者がその管理する公の施設において独自に行う事業(自主事業)における事故により法律上の損害賠償責任を負う場合は、保険の対象外とする。

保険の名称	加入義務
施設賠償責任保険	【必須】被保険者は「町並びに契約者」とすること。
自主事業にかかる保険	【必須】事業内容に応じて加入すること。
動産保険・その他	【任意】必要に応じて任意で加入すること。

また、指定管理者は、町が加入する「全国町村会総合賠償補償保険」の被保険者とみなされる。町が加入する「全国町村会総合賠償補償保険」の内容は次のとおりである。

保険の名称	支払限度額
全国町村会総合賠償補償保険 契約類型：8型	(補償保険) 死亡保険金 500万円 後遺障害保険金 20～500万円 入院補償保険金 2～30万円 通院補償保険金 0.5～12万円 (賠償責任保険) 身体賠償 1名につき 2億円 1事故につき 20億円 財物賠償 1事故につき 2,000万円 免責金額 なし

#### (8) その他の業務

##### ア 公平な運営

檜葉町屋内体育施設が公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体・個人に有利又は不利となる運営をしないこと。

##### イ 行政への協力と関係団体との連携

町が要請した会議には出席し、町が主催又は共催する行事等には積極的に参加するなど町の業務に可能な範囲で協力すること。また、適宜、スポーツ団体やボランティア団体等と連絡会議を持つなどして連携を図ること。

##### ウ 情報公開

檜葉町情報公開条例及び同条例施行規則に準じた情報公開に関する規程を定め、町と協議の上、積極的に対応すること。

##### エ 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た秘密を洩らし、または不当な目的に使用してはならない。

##### オ 個人情報の保護

個人情報の保護及び情報の適正な管理を図るため、個人情報保護法、檜葉町個人情報保護条例及び同施行規則に準拠した規定を設け、個人情報の漏洩がないよう、また情報セキュリティーが保たれるよう必要な対策等を実施すること。

業務の一部を第三者に委託するときは、指定管理者が、上記の個人情報の保護及び情報管理について委託する第三者にも遵守させること。

**カ 環境への配慮**

電気、ガス、水道等のエネルギー使用量の節減、環境に配慮した商品等の積極的な購入（グリーン購入）、資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理など、環境に配慮した取り組みに努めること。

**キ 報告・調査・指示への対応**

町から、業務または経理の状況に関する報告、関係帳簿類等の提出、現地確認等を求められたときは、迅速かつ積極的に対応すること。

**ク 文書の管理・保存**

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、文書の管理に関する規定等を定め、適正に管理・保存するものとする。指定期間終了後の取扱いについては町の指示に従うこと。

**ケ 各種取扱基準**

指定管理者は、迷子、ペット、遺失物、拾得物、郵便物、宅配便等の各種取扱基準を作成し、作成した基準について町の承諾を得た後、当該基準に基づき取扱いを行うこと。ただし、町が取扱い基準を作成した場合には、当該基準を用いること。

**コ 業務の再委託**

施設の維持管理に係る業務や特殊な業務など一部の業務については、町が指定する書式に基づき、申請を行い、町の承認のもと再委託ができるものとする。

---

**6 その他**

本仕様書に定めがない事項、又は疑義が生じた場合は、町と協議する。